

運行管理者等一般講習助成制度に関する実施要綱

平成20年 4月 1日制定
平成25年 4月 1日改正
平成26年 4月 1日改正
平成28年11月24日改正
令和 元年 5月14日改正
令和 3年 3月19日改正
(公社) 熊本県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人熊本県トラック協会（以下「協会」という。）に所属する会員事業所に勤務する運行管理者の一層の能力向上の育成を図ることを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象は、協会の会員事業者¹に雇用され、運行管理者として選任されているものとする。

(助成対象研修)

第3条 助成対象となる研修は、国土交通省より認定を受けた実施機関（独立行政法人自動車事故対策機構を含む）が熊本県内で行う、運行管理者等一般講習（2年に1回受講義務）に限る。

(助成額)

第4条 受講料1人あたり、3,200円とする。

(受講料の助成)

第5条 助成の実施にあたっては、当該年度における覚書に基づく実施とし、(公社)熊本県トラック協会は該当者に対し、事前に「運行管理者等一般講習・無料受講証明」（以下、「案内はがき」という）を送付するものとする。

なお、講習当日に、(公社)熊本県トラック協会が発行する「案内はがき」を受付にて提示することなく受講料を支払った者に対する受講料の助成は行わない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。